

号外第5 (令和2年3月31日発行)	発行日 5日、15日、25日
<b>横 浜 市 報</b>	発行所 横浜市役所 横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

[達]

△ 給料の支給日に関する規程の一部改正【総務局労務課】

2

## 達

## 達 第 25 号

庁 中 一 般

給料の支給日に関する規程（昭和27年12月達第46号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

横 浜 市 長 林 文 子

第1条中「第7条」の次に「及び横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月横浜市条例第24号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第4条」を、「給料」の次に「及び報酬（以下「給料等」という。）」を加え、「基き」を「基づき」に改める。

第2条の見出し中「給料」を「給料等」に改める。

第2条第1項中「職員」の前に「給与条例の適用を受ける」を加え、「次条第1項に定める職員を除く」を「第3条第1項に定める職員を除く。」に改める。

第2条第4項第2号中「葬儀」を「、葬儀」に改める。

第2条の次に次の2条を加える。

第2条の2 会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員のうち、月額で給料等の支給を受ける職員の給料等の支給日は、毎月21日とする。

2 前項に定める支給日が日曜日等に当たるときは、支給日を同項に定める支給日前の日曜日等でない日に順次繰り上げる。

3 前項の規定により支給日を順次繰り上げた場合において、その支給日がその月の18日、19日又は20日以外の日となるときは、同項の規定にかかわらず、支給日を第1項に定める支給日後の日曜日等でない日に順次繰り下げる。

第2条の3 会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員のうち、日額で報酬の支給を受ける職員の報酬の支給日は、翌月の21日とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

2 前項に定める支給日が日曜日等に当たるときは、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

第3条第1項中「職員」の次に「（第2条の2及び前条に規定する職員を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

この達は、令和2年4月1日から施行する。